

# 生乳検査精度管理委員会設置規程

平成 30 年 4 月 1 日 制定

平成 30 年 9 月 21 日 改正

## (目的)

第 1 条 公益財団法人日本乳業技術協会(以下「乳技協」という)は、生乳検査精度管理認証規程(以下「認証規程」という)の効果的運用を図ることによって、酪農乳業が一体となり生乳検査精度管理認証制度を推進するために、生乳検査精度管理委員会(以下「精度管理委員会」という)を設置する。

## (役割)

第 2 条 精度管理委員会は、認証規程を改正する場合に意見を述べるほか、生乳検査精度管理認証制度を推進するために必要な事項について担当するものとする。

## (委員の構成及び任期)

### 第 3 条

1. 精度管理委員会の委員は、酪農乳業を代表する者及び生乳検査の精度管理等に詳しい学識経験者とし、構成員は 10 名とする。
2. 精度管理委員会の委員は、乳技協代表理事が任免する。
3. 精度管理委員会の委員の任期は 3 年とする。

## (役員等)

### 第 4 条

1. 精度管理委員会には、互選により委員長 1 名及び副委員長 1 名をおく。
2. 委員長は、議事をとり進め、副委員長は委員長を補佐する。
3. 委員長は、必要に応じ、委員以外の学識経験者等を委員会の議論に参加させることができる。

## (事務局)

第 5 条 精度管理委員会の事務局は乳技協内におく。

## (本規程の改正)

### 第 6 条

1. 本規程の改正は、乳技協理事会の決議を経て行う。
2. 本規程に定めなき事項については、委員長の了承を経て乳技協が定める。